

「吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢）」をめぐって（その1）

（連載全6回）

連載をはじめるとにあたって

1. はじめに

平成29年3月1日付で御所市指定文化財第7号として「吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢）」を指定しました。

この肌襦袢は、御所市大字重阪の西尾家に「吉村虎太郎の肌襦袢」として代々伝えられてきたものです。現在は寄託資料として御所市教育委



背面



表面

図1 吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢）
西尾貞範氏蔵

員会が保管しています。指定にあたり検討した結果、多くの興味深い事実が明らかになりましたので、6回にわたりご紹介いたします。

なお、吉村虎太郎は今から154年前、幕末も押し詰まった文久3年（1863）に勃発した「天誅組の変」で総裁を務めた中心人物です。

2. 指定の理由

（指定書より抜粋）

「吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢）」は、天誅組の高取城夜襲時の拠点となり、また、吉村虎太郎が銃創の治療のために一時滞在した重阪村（御所市大字重阪）の庄屋、西尾清右衛門宅に残されたものである。激動の時代を駆け抜けた、傑出した人物の来歴明らかかな遺品であるとともに、実際に鎧下に着用していた襯衣（肌着）の唯一の現存例としても貴重である。

流麗な筆運びの「盡忠報國」の墨書とあわせて本件は、その時代の動勢と思想的背景を彷彿させる歴史資料として極めて重要である。

3. 肌襦袢の構造

この肌襦袢（図1）の基本的な構造について記しておきます。

○現状 半襦袢（無袖）

○寸法 肩幅54cm 身丈68cm

○材質 本体は白晒麻布（あさぬの）。通衿（上から下端まで通してある衿）は木綿。掛衿（通衿の上に縫われる飾りの衿）は白絹。

○構造 一般的な作りの半襦袢で2枚の麻布を背縫いしています。裾は裁ち目が解れないように、裾を少し内側に巻き込み、重なった状態で縫いつける、三つ折衿といわれる一般的な手法で始末されています。

脇縫いは裾から24cmのみで、それより上は身八口（脇開）となり、身八口丈は13cm程と推定されます。袖は外されています。

衿は木綿の通衿の上に白絹の掛衿を縫いつけています。

4. 肌襦袢の特徴

この肌襦袢は、現状では無袖の半襦袢となっていますが、左前身頃（装着状態の左前）で1箇所（図2）、右前身頃では3箇所袖の縫糸が残ったままとなっています。した

この肌襦袢は、現状では無袖の半襦袢となっていますが、左前身頃（装着状態の左前）で1箇所（図2）、右前身頃では3箇所袖の縫糸が残ったままとなっています。した



図2 左前身頃の袖の縫糸の残存状況

がって、元は広袖（一般的な広く大きな袖）であったのを、敢えて外して無袖としていると考えられます。

後面（背）には「盡忠報國 土浪士 吉村重郷」と墨書されています。「盡忠報國」は「忠義を尽くして祖国の恩に報いる」の意です。

これにまつわる中国の故事としては『宋史』に伝えるもの、すなわち、南宋の名将 岳飛（一一〇三～一一四二）が出征にあたり、年老いた母を案じて躊躇していたところ、母に「盡忠報國」と背に刺青を入れられ、「私のことは心配いりません。あなたは祖国存亡の危機に当たり、義勇軍として出征しなさい。」と促された故事が有名です。

次の「土浪士」は「土佐浪士」で、吉村虎太郎は当時二度目となる脱藩をしていました。

また、署名の「吉村重郷」は虎太郎の諱（生前の本名）です。

■問い合わせ先 文化財課

☎60・1608